

注意！悪質業者が狙っています②

◎社会保険職員等を装った不審な訪問者や電話

「医療費の払い戻しや年金を増額するための手数料が必要。」と自宅を訪問したり、「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」「国民年金が未納であるので至急払うように。」といった電話や文書が届いたりする。また「社会保険事務所のコンピューターでズレが生じたので、勤め先、電話番号を教えてください。」などといって家族の勤務先の名称、所在地、電話番号を聞き出す事例が発生しています。

〔対応策〕

社会保険庁、地方社会保険事務局及び社会保険事務所では、指定口座に現金の振込みを依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することはありません。また、電話で個人情報を知り出すこともありません。不審に思われた場合は、その場で対応せず相手の所属と氏名、連絡先を確認いただきお近くの社会保険事務所（川内社会保険事務所 ☎22-5276）へお問い合わせください。

◎携帯電話の「ワン切り」

自分の携帯電話に残っていた着信記録を見てその電話にかけ直したところ、ツーショットダイヤルやアダルト番組の案内で多額の請求や取り立てがあるという、いわゆる「ワン切り」に関する相談が寄せられています。

〔対応策〕

知らない着信記録にはかけ直さないことが一番です。「請求される」とことと「支払いの義務がある」ということは違います。ただ電話をしてそこに流れている音を聞いたからといって支払いの義務が生じるわけではありません。もし「ワン切り」がもとで請求を受けることがあったら鹿児島県消費生活センター（☎099-224-0999）へご相談ください。また、「知人にもこの情報を教えよう」と親切心でメール転送してもそれ自体が迷惑メール行為です。絶対に転送したり掲示板に書き込んだりしないでください。



入院時食事代の減額申請について

一般（下記以外の方）		1日780円
●住民税非課税世帯	90日までの入院	1日650円
●低所得Ⅱ	90日を越える入院 (過去12ヵ月の入院日数)	1日650円
低所得Ⅰ		1日300円

国民健康保険証または老人医療受給者証をお持ちの住民税非課税世帯の方が入院される場合に「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代が減額されます。
入院をされたら申請手続きを、入院中の方は継続更新手続きをおこなってください。

〔入院をしたとき〕

入院をしたらその月に手続きをおこなってください。

〔入院中の方〕

現在交付を受けている認定証の有効期限は平成16年7月31日ですので、継続更新の手続きをおこなってください。

●認定条件

住民税非課税世帯であること

●手続きに必要なもの

健康保険証と印鑑

〔詳しいお問い合わせは〕

役場保健衛生課

☎57-11111（内線274）
国保係・老人保健係